



県章

山形県公報

平成27年3月3日(火)

第2626号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……253
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……254
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)の一部改正…(雇用対策課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(林業振興課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) ……255
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……256
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……257
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 宅地建物取引業法に基づく処分をするための聴聞……………(建築住宅課) ……258

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……259
- 同……………(同) ……260
- 平成27年度前期技能検定の実施……………(雇用対策課) ……261
- 平成27年度随時実施技能検定の実施……………(同) ……266
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) ……267

告 示

山形県告示第167号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人福祉サ ポートセンター山形	福祉ステーション・つばさ 新庄市大町3番34号	通所介護	平成27. 2. 28

山形県告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人福祉サ ポートセンター山形	福祉ステーション・つばさ 新庄市大町3番34号	介護予防通所介護	平成27. 2. 28

山形県告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
鶴岡市中野京田字壱柳4番地1 社会福祉法人月山福祉会	障害福祉サービス事業「月山福祉 会」 鶴岡市中野京田字壱柳4番地1	自立訓練（生活訓 練）	平成27. 3. 30
東京都豊島区東池袋一丁目44番 3号池袋I S Pタマビル7F 企業組合労協センター事業団	ヘルパーステーションわかば 酒田市北新橋二丁目1番地16	居 宅 介 護	同 3. 31
東京都豊島区東池袋一丁目44番 3号池袋I S Pタマビル7F 企業組合労協センター事業団	ヘルパーステーションわかば 酒田市北新橋二丁目1番地16	重度訪問介護	同
東京都豊島区東池袋一丁目44番 3号池袋I S Pタマビル7F 企業組合労協センター事業団	ヘルパーステーションわかば 酒田市北新橋二丁目1番地16	同 行 援 護	同

山形県告示第170号

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項の表検定職種の欄中「、機械保全」を削る。

山形県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
最上郡大蔵村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備兼なだれの危険の防止
 - (3) 保安林解除の理由
用排水路用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
最上郡大蔵村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 保安林解除の理由
用排水路用地とするため
- （「次の図」は省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第172号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
尾花沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
上山市・尾花沢市・東村山郡山辺町（以上2市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上山市・東村山郡山辺町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
 - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課並びに関係市役所及び山辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町三河42番1から 同 大字大塚字大塚400番8まで	旧	18.4メートル } 12.4	メートル 434
東村山郡山辺町三河42番1から 同 大字大塚字大塚400番2まで	新	18.4メートル } 13.6	同 上

山形県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白石上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市蔵王字蔵王山2862番1から 同 まで	旧	27.7メートル } 9.8	メートル 40
同 上	新	27.7メートル } 9.8	同 上

山形県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町三河42番1から
同 大字大塚字大塚400番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月3日

山形県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 白石上山線
- 2 供用開始の区間 上山市蔵王字蔵王山2862番1から
同 まで

- 3 供用開始の期日 平成27年3月3日

山形県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。
 平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 米沢高畠線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡高畠町大字馬頭字海道下967番1から 同 970番まで	旧	35.4メートル } 15.6	メートル 37
同 上	新	35.8メートル } 15.6	同 上

山形県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。
 平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢高畠線
 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字馬頭字海道下967番1から
 同 970番まで
 3 供用開始の期日 平成27年3月3日

山形県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。
 平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 344号
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上野曽根字郷野目端19番2から 同 67番まで	旧	14.3メートル } 8.6	メートル 189
同 上	新	17.0メートル } 8.9	同 上

山形県告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名称 山口原ノ前地区地区計画
- 2 縦覧の場所
 - 県土整備部都市計画課

山形県告示第181号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、不正の手段により同法第18条第1項の登録を受けた者に対して同法第68条の2第1項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成27年3月3日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 日時 平成27年3月11日（水）午後1時30分から
- 2 場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁 G3号会議室（山形県庁車庫A棟1階）

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第1号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月3日

山形県病院事業管理者 新澤陽英

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表入院室使用料（山形県立病院及び山形県立がん・生活習慣病センターの管理の都合により、院長又は所長が特に入院させる場合を除く。）の項中

「		1 人室 B	1 日につき	2,600円	」を
		1 人室 B	1 日につき	2,600円	
「		1 人室 (精神病床)	1 日につき	3,100円	」に、
		特別室 C	1 日につき	5,000円	
「		特別室 C	1 日につき	5,000円	」に、
		特別室 (精神病床)	1 日につき	10,800円	
「		1 人室 B	1 日につき	2,810円	」を
		1 人室 B	1 日につき	2,810円	
「		1 人室 (精神病床)	1 日につき	3,340円	」に、
		特別室 C	1 日につき	5,400円	
「		特別室 C	1 日につき	5,400円	」を
		特別室 (精神病床)	1 日につき	11,660円	

に改める。

附則

この規程は、平成27年3月9日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成27年7月3日まで縦覧に供する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

T E N D O 八 文 字 屋
天童市楯ノ町二丁目3番12外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
T E N D O 八 文 字 屋	天童市楯ノ町土地区画整理事業仮換地23街区ー7号

(変更後)

名 称	所 在 地
T E N D O 八 文 字 屋	天童市楯ノ町二丁目3番12外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ コ ー	山形市鉄砲町二丁目13番18号	武 田 吉 則

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ コ ー	山形市鉄砲町二丁目13番18号	平 井 康 博

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 八 文 字 屋	山形市本町二丁目2番28号	五 十 嵐 太 右 衛 門

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社八文字屋	山形市本町二丁目4番11号	五十嵐太右衛門
東名電子株式会社	天童市原町滝本上392番16号	小林 昭
株式会社ジェイエイトンドーフーズ	天童市老野森二丁目1番1号	米 野 守 人
株式会社ドクターアイズ	北海道札幌市中央区南三条東四丁目1番20号	佐 藤 隆 士

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成27年1月8日

(2) 2の(2)に掲げる事項 平成24年3月28日

(3) 2の(3)に掲げる事項

イ 株式会社八文字屋に係るもの 平成25年12月20日

ロ 東名電子株式会社に係るもの 平成21年3月1日

ハ 株式会社ジェイエイトンドーフーズに係るもの 平成21年2月1日

ニ 株式会社ドクターアイズに係るもの 平成27年1月23日

4 届出年月日

平成27年2月4日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年7月3日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成27年7月3日まで縦覧に供する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

TENDO八文字屋

天童市楯ノ町二丁目3番12外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマコー 山形市鉄砲町二丁目13番18号

代表取締役 平井康博

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社八文字屋	午前10時	午後10時

（変更後）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社八文字屋	午前10時	午後10時
東名電子株式会社	午前10時	午後7時
株式会社ジェイエイトンドウフーズ	午前9時	午後6時
株式会社ドクターアイズ	午前10時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 （変更前）午前9時30分から午後10時30分まで
 （変更後）午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成27年2月5日

5 届出年月日

平成27年2月4日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年7月3日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成27年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 1級及び2級

検 定 職 種	検 定 作 業
園 芸 装 飾	室 内 園 芸 装 飾 作 業
造 園	造 園 工 事 作 業
鑄 造	鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業
金 属 熱 処 理	一 般 熱 処 理 作 業
	浸 炭・浸 炭 窒 化・窒 化 処 理 作 業
	高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業

機 械 加 工	普 通 旋 盤 作 業
	数 値 制 御 旋 盤 作 業
	フ ラ イ ス 盤 作 業
	数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業
	平 面 研 削 盤 作 業
	円 筒 研 削 盤 作 業
	心 無 し 研 削 盤 作 業
	ホ ブ 盤 作 業
	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業
放 電 加 工	数 値 制 御 形 彫 り 放 電 加 工 作 業
	ワ イ ヤ 放 電 加 工 作 業
金 属 プ レ ス 加 工	金 属 プ レ ス 作 業
鉄 工	構 造 物 鉄 工 作 業
建 築 板 金	内 外 装 板 金 作 業
	ダ ク ト 板 金 作 業
工 場 板 金	曲 げ 板 金 作 業
	打 出 し 板 金 作 業
仕 上 げ	治 工 具 仕 上 げ 作 業
	金 型 仕 上 げ 作 業
	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業
切 削 工 具 研 削	工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業
ダ イ カ ス ト	コ ー ル ド チ ャ ン バ ダ イ カ ス ト 作 業
電 子 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て 作 業
電 気 機 器 組 立 て	配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業

産 業 車 両 整 備	産 業 車 両 整 備 作 業
建 設 機 械 整 備	建 設 機 械 整 備 作 業
婦 人 子 供 服 製 造	婦 人 子 供 注 文 服 製 作 作 業
家 具 製 作	家 具 手 加 工 作 業
	い す 張 り 作 業
建 具 製 作	木 製 建 具 手 加 工 作 業
印 刷	オ フ セ ッ ト 印 刷 作 業
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	射 出 成 形 作 業
石 材 施 工	石 張 り 作 業
と び	と び 作 業
左 官	左 官 作 業
タ イ ル 張 り	タ イ ル 張 り 作 業
畳 製 作	畳 製 作 作 業
防 水 施 工	ウ レ タ ン ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業
	ア ク リ ル ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業
	シ ー リ ン グ 防 水 工 事 作 業
	F R P 防 水 工 事 作 業
内 装 仕 上 げ 施 工	プ ラ ス チ ッ ク 系 床 仕 上 げ 工 事 作 業
	鋼 製 下 地 工 事 作 業
	ボ ー ド 仕 上 げ 工 事 作 業
熱 絶 縁 施 工	保 温 保 冷 工 事 作 業
サ ッ シ 施 工	ビ ル 用 サ ッ シ 施 工 作 業
表 装	壁 装 作 業
塗 装	建 築 塗 装 作 業

	金 属 塗 装 作 業
広 告 美 術 仕 上 げ	広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業
商 品 装 飾 展 示	商 品 装 飾 展 示 作 業
フ ラ ワ ー 装 飾	フ ラ ワ ー 装 飾 作 業

(2) 3級

検 定 職 種	検 定 作 業
園 芸 装 飾	室 内 園 芸 装 飾 作 業
造 園	造 園 工 事 作 業
金 属 熱 処 理	一 般 熱 処 理 作 業
	浸 炭・浸 炭 窒 化・窒 化 処 理 作 業
	高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業
機 械 加 工	普 通 旋 盤 作 業
	数 値 制 御 旋 盤 作 業
	フ ラ イ ス 盤 作 業
	平 面 研 削 盤 作 業
	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業
仕 上 げ	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業
機 械 検 査	機 械 検 査 作 業
電 子 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て 作 業
建 築 大 工	大 工 工 事 作 業
化 学 分 析	化 学 分 析 作 業
商 品 装 飾 展 示	商 品 装 飾 展 示 作 業
フ ラ ワ ー 装 飾	フ ラ ワ ー 装 飾 作 業

(3) 単一等級

検 定 職 種	検 定 作 業
枠組壁建築	枠組壁工事作業
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカール作業
	加熱ペイントマシンマーカール作業
産業洗浄	高圧洗浄作業

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	平成27年6月3日（水）から同年9月8日（火）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が指定する場所
学 科 試 験	平成27年7月19日（日） 3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、化学分析、商品装飾展示、フラワー装飾	
	平成27年8月23日（日） 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装 3級 金属熱処理 単一等級 産業洗浄	
	平成27年8月30日（日） 1級及び2級 機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、商品装飾展示	
	平成27年9月6日（日） 1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 単一等級 枠組壁建築、路面標示施工	

4 受検手続

技能検定受検申請書を平成27年4月6日（月）から同月17日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2554）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成27年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金作業に限る。）、工場板金（機械板金作業に限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が指定する場所
学 科 試 験	同 上	同 上

4 受検手続

(1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

(2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2554）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

平成27年3月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分		日 時	場 所
二 級 建 築 士 試 験	学 科 の 試 験	平成27年7月5日（日） 午前10時から午後5時10分まで	山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校
	設 計 製 図 の 試 験	平成27年9月13日（日） 午前11時から午後4時まで	同 上
木 造 建 築 士 試 験	学 科 の 試 験	平成27年7月26日（日） 午前10時から午後5時10分まで	同 上
	設 計 製 図 の 試 験	平成27年10月11日（日） 午前11時から午後4時まで	同 上

2 受験申込手続

(1) 書面による受験申込

イ 受付場所における受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申し込むこと。

受 付 期 間	場 所
平成27年4月9日（木）から同月13日（月）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）	山形市城北町一丁目12番26号 一般社団法人山形県建築士会
平成27年4月9日（木） （午前10時から午後5時まで）	東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8 出羽商工会三川支所内の受付場所

ロ 郵送による受験申込

次のいずれかに該当する者に限り、郵送により受験を申し込むことができる。その場合は、平成27年3月16日（月）から同月30日（月）までの消印のあるものを有効とし、簡易書留郵便により東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部に送付すること。

- (イ) 二級建築士試験を受験する場合にあつては、過去に二級建築士試験を受験したことがある者で、当該二級建築士試験の受験票又は可否の通知書を貼付することができるもの
- (ロ) 木造建築士試験を受験する場合にあつては、過去に木造建築士試験を受験したことがある者で、当該木造建築士試験の受験票又は可否の通知書を貼付することができるもの
- (ハ) 離島等のため受付場所における受験申込ができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票を添付することができるもの

(2) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申し込むことができる。その場合は、平成27年3月23日（月）午前10時から同月30日（月）午後4時までの間にセンターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話023(630)2643）又は一般社団法人山形県建築士会（電話023(643)4568）に問い合わせること。

平成27年3月3日印刷
平成27年3月3日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056